

※総第 014669号001公館宛

※昭和 61年 2月 22日 11時 38分 45秒 秒受付

暗 略

秘
無 期 限
Y Y Y Y Y

(回覧番号)

電 信 案

電信課長
↑

大 臣
秘書官
政 務 次 官
事 務 次 官
外務審議官
外務審議官
官 房 長

主管 アジア局長
審 議 官
参 事 官
北東アジア課長
地域調整官
首席事務官

※発電係

1 2

起 案
昭和 61 年 2 月 19 日

起案者 鈴木 (通) 電話番号 2420

(※印欄内は電信課記入)

在 韓 国 御 巫 大使 総領事 あて 外務大臣 発

件 名
ツニマ イキ

対馬・壱岐における元朝鮮半島出身者埋葬遺骨問題

主管・文書記号

※電番

第 267 号

大至急

至急

パターン・コード

ア北

普通 (優先処理)

転電・転送・転報

※転電番号

大至急 至急

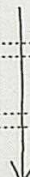
在

大 使 ・ 総 領 事 あ て

普通 (優先処理)

(ハ〇字)

客年貴電が1668号に因り、



※

01466954 優先

KANKOKU

漢

GB-1

外 務 省

(注意) 1枚目は、機械で処理しますので、折り曲げない様願います。

1. (1) 現在、本件遺骨は、58年・59年にわたり外務

・厚生両省において調査・発掘した45柱が

奄岐の茅辺町納骨堂に仮安置されている他、

51年に民間団体が奄岐より発掘（右発掘に

際しては、長崎県の担当職員の立会いの下に

上記外務・厚生両省の調査・発掘の際と同

一の地元住民の協力を得た由）した80数柱

が広島県の寺（ ）に仮安置されてい

る。

（上記双方の遺骨は、奄岐の地元住民の証

言及び発掘場所等同一条件下で発掘さ

れたものであり、いずれも朝鮮半島出身

者のものであると極めて高い確度で推

定し得るものである。）

(2) 我が方としては、外務・厚生両省発掘の45

柱については、早期に韓国政府に返還すべく既に韓国政府より引取り意思の確認を得て
いるものの、石遺骨の埋葬に伴う経費負担に
つき、両国政府の調整がつかないままとなっ
ている。

(3) しかしながら、このまま放置すべき問題で
はなく、人道的見地よりも早急に本件遺骨（
民間団体の発掘した遺骨も含め）は韓国政
府に返還し、故郷でぬんごろに埋葬されるべ
きものと考えている。

ふ、については貴館より韓国側に対し、上記1.の状
況をふまえて、次の点を再度照会ありたく、
結果回電ありたい。

(1) 当方としては上記1.(1)のしだいもあり、民
間団体の発掘した遺骨も併せ韓国政府に返

還したいと考えており、右遺骨を含めて返還
あることと韓国政府としては、特に問題を生
じないか。言い換えれば、外務・厚生両省で発
掘した遺骨45柱及び民間団体で発掘した遺
骨80数柱双方とも韓国政府が引取ることが
可能か。

(2) もし双方の遺骨を返還することが可能で
あれば、右遺骨は日本側に責任をもって韓
国に輸送し、韓国側に引渡すこととなるので、
輸送費は日本側負担となる。

また、埋葬に必要な経費の負担については、
韓国側が負担することと再考ある余地は全
くないのか。

(3) いずれにせよ上記(2)の埋葬に必要な経費
負担問題について日韓両国の合意が成立し

(三〇〇字)

4.

ないため、本件遺骨の返還が更に遅れること
は人道的見地より好ましくなく、右経費の
韓国側負担再考が不可能な際は、当うに更に
に検討ありために本件経費見積り内訳を承
知した。

(3)